

占冠村定住子ども応援民間賃貸共同住宅の入居者公募

公募日：令和7年4月9日

村では、**トマム地区**に、転出による人口減少を抑制するとともに、村外からの転入者の増加に資することを目的とした民間賃貸共同住宅（以下「賃貸住宅」という。）を確保しております。

この度、「占冠村定住子ども応援民間賃貸共同住宅入居者公募要綱（以下「要綱」という。）」に基づき、下記のとおり入居者を募集します。

また、住宅内部の見学をご希望の方は、「9 問い合わせ先」までご連絡ください。

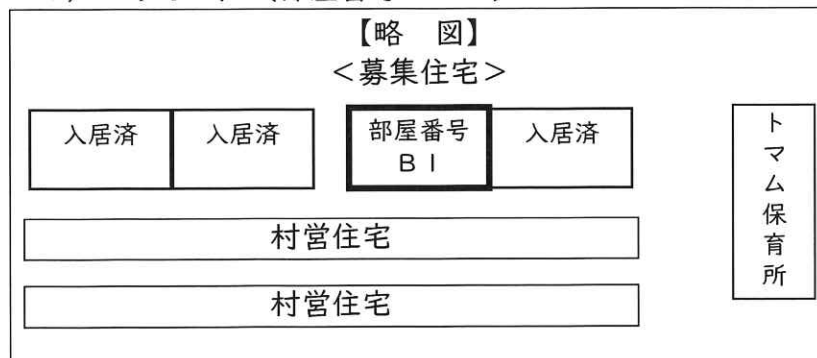
記

1 公募する賃貸住宅の概要

- | | |
|----------------|--|
| (1) 名称 | ノースセラ・トマム（平成29年2月完成） |
| (2) 所在地 | 勇払郡占冠村字上トマム 2443-10 |
| (3) 建設事業者及び所有者 | 株式会社 アーキビジョン二十一（千歳市泉沢1007番地-168） |
| (4) 間取り | 3LDK（専用床面積 67.28㎡） |
| (5) 予定附属施設 | 駐車場2台（うちカーポート1台）、屋外物置1棟（2.57㎡） |
| (6) 主な仕様 | |
| ア 暖房 | 灯油ストーブ
（薪ストーブ設置可能：設置費用は入居者負担。村の補助制度有） |
| イ 調理器具 | I Hクッキングヒーター |
| ウ 給湯 | 灯油ボイラー |
| エ インターネット | 光回線対応（接続及び契約費用は入居者負担） |
| オ 構造 | 木造（内装木質、占冠産材を一部使用）、メゾネットタイプ |
| カ 照明器具 | 各部屋に設置済み |

2 募集戸数

4戸のうち1戸（部屋番号 B1）



3 入居可能予定時期

応募いただいた月の翌月の1日※入居決定通知以降入居可能

- 4 家賃及び敷金の予定額 家賃：85,000円/月（共益費の負担はなし）
（ただし、入居者の支払額については、「5 応募資格」の
単身世帯50,000円/月、夫婦世帯又は子育て1子世帯
42,500円/月、子育て2子世帯35,500円/月、子育て3子
以上世帯28,500円/月となります。）
敷金：85,000円

5 応募資格（「要綱」第4条関係）

応募できる方は、子育て世帯又は夫婦世帯あるいは単身世帯（以下※印参照）であつて、本村に住所を有する又は村外から転入する意思があり、次の各号の全てに該当する方です。

※子育て世帯：満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの子（小・中学生又は義務教育学校の児童生徒にあっては、賃貸住宅からトママ学校に通学する意思のある者に限る。小・中学生又は義務教育学校の児童生徒以外の学生にあっては、賃貸住宅から通学する意思のある者に限る。）を養育する世帯

※夫婦世帯：夫婦（内縁関係及びパートナーシップ宣誓を含む。）いずれかが満45歳以下である世帯（子育て世帯を除く。）

※単身世帯：満45歳以下で婚姻関係及びパートナーシップ宣誓のない世帯

- (1) 世帯全員が村内に他の住宅を所有していないこと。
- (2) 世帯全員が市町村税、又は村使用料等を滞納していないこと。
- (3) 世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 世帯全員が破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。
- (5) 世帯に外国人を含む場合は、当該外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令に基づき、日本国に永住権を有していること。
- (6) 生活保護法による保護を受けていない世帯であること。

6 応募方法

住宅賃貸借契約書（案）を熟読の上、次により申込みください。

- (1) 応募申込書

別記様式1

村のホームページ
をご覧ください。

- (2) 申込書の受付期間

令和7年4月9日（水）から令和7年4月25日（金）までの平日9:00～17:00

- (3) 申込先

住所：〒079-2201 勇払郡占冠村字中央

担当：占冠村役場 企画商工課地域振興対策室

電話：0167-56-2124

※トママ地区にお住まいの方は占冠村役場トママ支所へ申込書をお持ちください。

※郵送で申込書を提出した場合には、到達した旨を連絡します。
投函後5日程度たっても、役場から連絡がない場合はお問合せください。

<特に留意いただきたいこと：不明な場合は、「9 問い合わせ先」に連絡ください。>

- ① 賃貸住宅の賃貸借契約は、借地借家法第38条第3項に基づく定期建物賃貸借契約であり、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日までに、住宅を明け渡さなければなりません。なお、応募資格を有する場合は、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）を締結します。

<終期>

○子育て世帯の場合

・中学生又は義務教育学校後期課程の生徒以下の子がいる場合

：最も年少の子の義務教育学校卒業後の最初の2月末日まで

・村外に通学する学生の場合：通学する高校卒業後の最初の2月末日まで

○夫婦世帯又は単身世帯の場合

入居の日から5年

- ② 村は、住宅確保の目的に鑑み、入居者が子育て世帯、夫婦世帯又は村が認めた単身世帯である期間は家賃の助成をしますが、『5 応募資格』に該当しない世帯となった場合には、その発生日の属する月の翌月から家賃の助成を打ち切り、本来の賃料のお支払いを求めます。
- ③ 子育て世帯でなくなったなど、「占冠村定住子ども応援民間賃貸共同住宅入居者公募要綱」第4条の応募資格を満たさなくなったとき又は世帯の内容に変更があったときは、直ちにその旨を書面によって、村に通知しその指示に従わなければなりません。

7 選考方法

応募者が募集戸数を超える場合は、単身世帯よりも夫婦世帯を優先し、さらに夫婦世帯より子育て世帯を優先し、次の順に選考、入居予定者を決定します。順位が決めがたい場合は、公開抽選により入居者を決定します。

（世帯に公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する地方公務員（特別職を除く。）をいう。）が含まれている場合は、募集戸数に満たない場合に、次の順に選考し、入居予定者としてします。）

(1) 子育て世帯

ア 中学生又は義務教育学校後期課程の生徒以下である子が多い応募者

イ 中学生又は義務教育学校後期課程の生徒以下の子の満年齢が低い応募者（複数の子がいるときは合算し、子の数で割った年齢（小数第2位を四捨五入）で比較する。なお、同数の場合は、出生の日から起算した日数で合算し、子の数で割った日数（小数第2位を四捨五入）で比較する。）

(2) 夫婦世帯

夫婦の合計満年齢の低い応募者

(3) 単身世帯

子育て世帯又は夫婦世帯の入居予定者がいない場合に選考し、入居資格を有するものの中から抽選

※いずれも、年齢の基準日は、申込書を提出した月の月初とします。

(子育て世帯の選考例1)

Aさん (4名) ・世帯全員 (4名) が転入 ・夫婦 ・高校1年⑮ (村から通学) ・小学6年⑪ → 11歳	Bさん (4名) ・世帯のうち3名が転入 ・夫婦 (夫は村居住者) ・小学1年⑥ } 平均5歳 ・4歳児④ }	Cさん (4名) ・世帯全員 (4名) が転入 ・母 ・高校3年⑰ (村から通学) ・中学3年⑭ } 平均12.5歳 ・小学6年⑪ }
3位 中学生以下 1名 中学生以下が最も少ない	1位 中学生以下 2名 中学生以下の満年齢 平均5歳	2位 中学生以下 2名 中学生以下の満年齢 平均12.5歳

(子育て世帯の選考例2)

Dさん (3名) ・世帯全員 (3名) が転入 ・夫婦 ・1歳児① → 1歳	Eさん (5名) ・世帯全員 (5名) が転入 ・夫婦 ・中学2年⑬ } 平均10歳 ・小学5年⑩ } ・小学2年⑦ }	Fさん (4名) ・世帯全員 (4名) が村居住 ・夫婦 ・高校1年⑮ (村から通学) ・小学6年⑪ → 11歳
2位 中学生以下 1名 中学生以下の満年齢 1歳	1位 中学生以下 3名	3位 中学生以下 1名 中学生以下の満年齢 11歳

8 選考後の手続き

申込書の受付期間終了後に選考を行い、応募者全員に結果をお知らせします。また、入居予定者には、結果の通知の際、入居に必要な手続きをお知らせします。

主な手続きは次のとおりで、結果通知の日から10日以内となりますので留意ください。

なお、入居予定者とならなかった方には、入居補欠の順位をお知らせします。

(1) 住宅賃貸借契約書の締結

毎月下旬 ※連帯保証人1名の押印及び印鑑証明書並びに所得証明書が必要です。

(2) 敷金の納入

納入期限：入居日の前日まで

(3) 借家人賠償責任保険への加入

概ねの金額は、2年間で12,000円です。

(4) 誓約書の提出

- ・ペットを飼育しないこと
- ・「子育て世帯、夫婦世帯又は単身世帯」でなくなった旨の届け出を速やかに行うこと 等

(5) 合格通知書又は在学証明書等の写しの提出

(該当者のみ：応募時点で、小・中学生又は義務教育学校の児童生徒以外で村外の学校等に当該住宅から通学する意思のある子がいた方)

(6) 家賃の納入

翌月分の納付期限は、当月下旬です。

※翌々月分以降は銀行振替 (旭川信用金庫、ゆうちょ銀行、ふらの農業協同組合 (但し南富良野支店)) が可能ですが、翌月分は現金で納付ください。

9 問い合わせ先

占冠村役場企画商工課地域振興対策室 (電話：0167-56-2124)

